

1. 令和6年度 指導監査について

◆基本方針

介護保険法第78条の2第1項及び第79条第1項に規定する事業（以下「介護保険事業」という。）の実施にあたり、同法及び関連法令の規定に基づき、①法令が遵守されているか、②適正な保険給付がなされているか、③利用者の尊厳が保持され、利用者本位のサービス提供がなされているか等の観点から、介護保険事業を行う事業者に対して指導・監査を行うこととする。

◆根拠法令等

- (1) 介護保険法（平成9年法律第123号）
- (2) 長岡京市介護保険施設等指導要綱
- (3) 長岡京市介護保険施設等監査要綱

◆対象施設及び事業所

定期巡回・随時対応型訪問介護看護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、居宅介護支援、介護予防支援

◆指導の形態

(1) 集団指導

事業者を一定の場所に集めて講習等の方法により年1回実施する。実施方法については、オンライン等（オンライン会議システム、ホームページ等。）の活用による動画配信や資料掲載とする場合がある。

(2) 運営指導

施設及び事業所において、関係書類等を閲覧し、関係者との面談等により行う。なお、施設・設備や利用者等のサービス利用状況以外の実地でなくても確認できる内容（最低基準等運営体制指導及び報酬請求指導に限る。）の確認については、情報セキュリティの確保を前提としてオンライン等を活用する場合がある。

対象事業所の選定にあたっては、指定期間（6年）の間に1回を目安とし、指導日数はおおむね半日とする。

なお、実施にあたっては、事業所等における感染防止対策に十分配慮することとし、感染状況を踏まえて、延期も含め慎重に検討する。

(3) 重点指導事項

①法令遵守事項

○人員、設備及び運営の状況

・業務継続計画 業務継続に向けた取組の強化

地震、火災、風水害等の想定される非常災害に対する常日頃からの事業所内での意識啓発と具体的対応方法の共有及び定期的な避難・救出訓練の実施

感染症の集団感染に対する平常時からの対策の実施、感染症発生時の迅速で適切な対応の徹底

・ハラスメント対策

・業務管理体制の整備にかかる事項 等

○適切な介護サービスの提供

・高齢者向け集合住宅の入居者に介護サービスを提供する事業所への重点的な指導

○不正事案等に対する厳正な対処

・監査及び処分の権限の適切な行使

○令和 6 年度介護報酬改定及び指定基準の改正点の取り扱い状況

・医療と介護の連携の強化

・感染症や災害への対応力向上

・高齢者虐待の防止の推進

②報酬等請求事項

○介護給付費の適正な算定

○介護職員等処遇改善加算等を算定する事業所の適正な賃金改善 等

③尊厳保持（サービス提供）事項

○高齢者虐待防止及び身体拘束禁止に関する制度理解及び身体拘束廃止取組の推進

○喀痰吸引等の医療的行為の適正かつ安全な実施の徹底

◆監査

通報・苦情・相談等に基づく情報、介護給付費適正化システムの分析から特異傾向を示す事業者等、介護保険法第115条の35第4項の規定に該当する報告の拒否等の情報、運営指導で確認した指定基準違反等がある場合などは、速やかに監査を行う。

なお、運営指導中に、明らかに不正又は著しい不当等が疑われる場合も監査を行うことがある。

◆指導・監査後の処理

ア 文書指摘

運営指導においては、その結果を口頭により指摘することを原則とするが、法令基準違反の事実があり改善を要すると認められる事項については、当該事業者等に対し文書指摘として書面で通知し、1か月以内に改善報告書の提出を求める。

イ 自主点検及び自主返還指示

運営指導において介護給付等対象サービスの内容、介護給付費の算定又はその請求に関し不適切な事実を確認したときは、当該事業者に対し、当該指摘事項に関し、指導前5年間に

遡って自主点検を行わせ、その結果を報告させるものとし、介護給付費の返還の必要がある場合は自主返還の指示を行う。

ウ 勧告

指導・監査の結果、法令基準違反の事実が確認され、当該違反の規模、期間、内容、改善の可能性等を勘案してアの文書指摘等以上に強い指導を行う必要があると認められる場合は、当該事業者等に対し期限を定めて当該基準を遵守するよう勧告し、当該勧告に係る改善措置の履行状況について報告を求める。

エ 業務改善命令

ウの勧告を受けた事業者等が正当な理由なく当該勧告にかかる改善措置をとらなかった場合であって、当該勧告に係る基準違反の規模、期間、内容等を勘案し必要があると認められる場合には、当該事業者等に対し期限を定めて勧告に係る措置をとるよう業務改善命令を行い、当該命令に係る改善措置の履行状況について報告を求める。

なお、同命令を行った場合は、その旨を速やかに公示する。

オ 指定の取消又は効力停止

指導・監査の結果、指定の取消又は効力停止処分事由に該当する事実がある場合であって、当該事実の内容、悪質性及び重大性、改善の可能性等を勘案し必要があると認められる場合には、当該事業者等の指定を取消し又は期間を定めてその効力を停止する。

なお、指定の取消し又は効力停止を行った場合、その旨を速やかに公示する。

カ 加算金

指導・監査の結果、介護給付費の返還が生じる場合であって、介護保険事業者等が偽りその他不正の行為により介護給付費の支払を受けていたことが確認されたときは、過去2年間に付いて返還金を確定し、当該返還額に加え、当該額に100分の40を乗じて得た額を支払うよう当該事業者等に指示する。

キ 公表

ウの勧告を行った場合であって期限までに改善措置が履行されなかった場合は法令基準違反の程度を勘案し、又はエ若しくはオの処分を行った場合は原則として、その旨を公表する。

ク 聴聞等

エ及びオの処分を行おうとする場合には、行政手続法（平成5年法律第88号）第13条第1項の規定による聴聞又は弁明の機会の付与の手続を行う。ただし、同条第2項の規定によりこれらの手続を執ることを要しない場合を除く。

ケ 刑事告発

特に悪質と認められる不正請求や虚偽報告、検査忌避等については、刑事告発を検討する。